

湖西市競争入札参加資格者 変更届等取扱基準

(令和7年4月1日)

湖西市の競争入札参加資格の申請後に、申請事項の変更、組織変更等が発生した場合は、下記の事項にしたがって、届け出てください。

記

1 届出方法

- (1) 湖西市競争入札参加資格者 変更届等提出フォームにて提出

<https://logoform.jp/form/oU27/979681>

- (2) 変更届等の受付は随時行います。

2 提出先（問い合わせ先）

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地

湖西市 総務部 契約検査室 契約検査係

電話 053-576-1178（直通） F A X 053-576-1115

3 提出書類

提出書類一覧表（別表1又は別表2）を参考に、書類を提出してください。

- (1) 提出部数 1部
- (2) 一般競争入札（指名参加）参加資格申請書変更届（以下「変更届」という。）は、湖西市ウェブサイトダウンロードしてください。

4 注意事項

- (1) 変更届は、代表者の名義で届け出てください。
- (2) 要相談となっている項目は、事前に上記提出先と協議してください。
- (3) 履歴事項全部証明書、許可証明書、印鑑証明書等の証明書類は、3ヶ月以内に発行されたもの（写し）を提出してください。
- (4) 写しの表示のある書類以外は、原本を提出してください。
- (5) 契約中の案件がある場合には、備考欄に契約番号及び案件名を記載してください。
- (6) 暴力団排除に関する誓約書については、建設工事用と建設業関連業務用があるため、ご注意ください。
- (7) 合併又は会社分割の場合にあっては、変更届様式中の変更事項欄内にその種類（吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割）を表示してください。
- (8) 代表者の変更に係る登記が完了していない場合は、取締役会（株主総会）の議事録、登記申請受付書等の写しの添付で届出を受理します。ただし、登記完了後、履歴事項全部証明書や印鑑証明書の写しの提出が必要です。

5 （参考）電子入札利用者登録に関する提出書類

変更届等とは別に以下の書類等を提出してください。

電子入札関係	①	ICカードの取得	ア) システム利用届 イ) 切手を貼った返信用封筒
	②	ICカードの変更	ア) システム利用届 イ) 切手を貼った返信用封筒（利用者番号が必要な場合）

なお、システム利用届の様式は、<http://www.city.kosai.shizuoka.jp/6899.htm>（入札情報__入札契約関連書式ダウンロード__電子入札関係）でダウンロードできます。

※利用者番号が必要な場合、システム利用届は郵送のみ受付をしています。

附 則（平成 27 年 5 月 13 日制定）

この基準は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日改正）

この基準は、平成 28 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 4 日改正）

この基準は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

ただし、別表 2 に定める提出書類の取扱いは、平成 28 年 3 月 31 日までの間は従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日改正）

この基準は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日改正）

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日改正）

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

<別表 1>提出書類一覧表（建設工事）

1	申請事項の変更	(1)	商号又は名称 ※有限会社から株式会社への変更を含む。		ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 暴力団排除に関する誓約書 エ) 次のいずれかの書類の写し ・履歴事項全部証明書 ・建設業許可の変更届出書（様式第22号の2） （変更届出書は受付印のあるものに限る。以下同じ。）
		(2)	代表者	① 法人	ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 印鑑証明書の写し エ) 暴力団排除に関する誓約書 オ) 次のいずれかの書類の写し ・履歴事項全部証明書 ・建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）
				② 個人事業主	※ 要相談
		(3)	代表者の氏名 ※改名・改姓の場合	① 法人の代表者	ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 印鑑証明書の写し エ) 暴力団排除に関する誓約書 オ) 次のいずれかの書類の写し ・履歴事項全部証明書 ・建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）
				② 個人事業主	ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 身分証明書の写し エ) 印鑑証明書の写し オ) 暴力団排除に関する誓約書 カ) 建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）の写し
		(4)	湖西市と契約締結する事業所 （以下「契約事業所」という。） ※営業所長等に権限を委任する場合 ※権限の委任を取りやめる場合 ※権限の委任先を変更する場合（名古屋支店から静岡営業所への変更 等） ※ 市内業者又は準市内業者は、要相談		ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任する場合） ウ) 次のいずれかの書類の写し （変更先の契約事業所の許可業種が記載されているもの） ・建設業の許可証明書 ・建設業許可の変更届出書（様式第22号の2） （変更届出書は受付印のあるものに限る。以下同じ。） ・建設業許可申請書の営業所一覧表（別紙二(2)等） （許可申請書は受付印のあるものに限る。以下同じ。） エ) 総合評定値通知書の写し オ) 使用印鑑届
		(5)	委任先の代表者（営業所長等） ※既に権限を委任している場合の交代		ア) 変更届 イ) 委任状
		(6)	所在地	① 主たる営業所	ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 暴力団排除に関する誓約書 エ) 次のいずれかの書類の写し ・履歴事項全部証明書 ・建設業許可の変更届出書（様式第22号の2） ※ 湖西市内に移転する場合は、要相談
				② 契約事業所 ※既に権限を委任している契約事業所の所在地変更	ア) 変更届 ※ 必ず郵便番号を記載してください。 イ) 委任状 ウ) 建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）の写し ※ 湖西市内に移転する場合は、要相談

		(7)	主たる営業所若しくは契約事業所の TEL番号、FAX番号、メールアドレス		ア) 変更届
		(8)	認定業種 (建設工事の種類)	① 追加	ア) 変更届 イ) 総合評定値通知書の写し ウ) 次のいずれかの書類の写し (契約事業所の許可業種が記載されているもの) ・建設業の許可証明書 ・建設業許可の変更届出書 (様式第22号の2) ・建設業許可申請書の営業所一覧表 (別紙二(2)等)
				② 一部削除	ア) 変更届 イ) 建設業許可の廃業届の写し (廃業届は受付印のあるものに限る。以下同じ。)
		(9)	使用印等	① 使用印	ア) 変更届 イ) 使用印鑑届 ウ) 委任状 (営業所長等に権限を委任している場合)
				② 実印	ア) 変更届 イ) 使用印鑑届 ウ) 印鑑証明書の写し エ) 委任状 (営業所長等に権限を委任している場合) オ) 暴力団排除に関する誓約書
2	経営事項審査結果の更新			ア) 総合評定値通知書の写し ※変更届は不要です。 ※ 総合評定値通知書における社会保険等 (雇用保険、健康保険及び厚生年金保険) の加入の有無が1 つでも「無」の表示となっている場合は、 要相談 です。(社会保険等への加入義務があるにもかかわらず、1 つでも未加入である場合には、認定を取消します。)	
3	建設業許可 ※市内業者及び準市内業者に限る。	(1)	更新	ア) 建設業許可通知書の写し ※変更届は不要です。 ※湖西市の認定業種を追加する場合は、1 の(8)の①の書類を提出してください。 ※市外業者は提出不要ですが、個別の入札において提出を求める場合があります。	
		(2)	追加	ア) 建設業許可通知書の写し ※変更届は不要です。 ※契約事業所以外の営業所の許可業種を追加した場合は、提出不要です。 ※湖西市の認定業種を追加する場合は、1 の(8)の①の書類を提出してください。 ※市外業者は提出不要ですが、個別の入札において提出を求める場合があります。	
		(3)	許可区分 (一般特定)	ア) 建設業許可通知書の写し ※変更届は不要です。 ※市外業者は提出不要ですが、個別の入札において提出を求める場合があります。	
		(4)	一部廃業	ア) 建設業許可の廃業届の写し ※変更届は不要です。 ※湖西市の認定業種を廃業した場合は、1 の(8)の②の書類を提出してください。 ※市外業者は提出不要ですが、個別の入札において提出を求める場合があります。	
		(5)	全部廃業	(10のとおり)	
4	営業所の専任技術者 ※市内業者及び準市内業者に限る。			ア) 専任技術者一覧表の写し ※変更届は不要です ※契約事業所以外の営業所の専任技術者の変更の場合は、提出不要です。 ※市外業者は提出不要ですが、個別の入札において提出を求める場合があります。	
5	法人成り(個人営業者から株式会社等への変更等)			※ 要相談	
6	承継(個人営業者からの事業承継の場合)			※ 要相談	
7	合併 ※契約中の案件がある場合は 要相談	(1)	吸収合併 ※消滅会社の湖西市の認定を有する場合	ア) 変更届 イ) 合併契約書の写し ウ) 消滅会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 存続会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 暴力団排除に関する誓約書 カ) 印鑑証明書の写し キ) 使用印鑑届 ク) 委任状 (営業所長等に権限を委任する場合) ケ) 存続会社の建設業許可証明書の写し コ) 存続会社の営業所一覧表 (別紙二(2)等) の写し サ) 存続会社の総合評定値通知書の写し	

		(2)	吸収合併 ※存続会社のみ湖西市の認定を有する場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 合併契約書の写し ウ) 存続会社の履歴事項全部証明書の写し
		(3)	吸収合併 ※消滅会社・存続会社の両者が湖西市の認定を有する場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	【存続会社の提出書類】 ア) 変更届 イ) 合併契約書の写し ウ) 存続会社の履歴事項全部証明書の写し
				【消滅会社の提出書類】 ア) 変更届 イ) 消滅会社の履歴事項全部証明書の写し
		(4)	新設合併	※ 要相談
8	営業譲渡 ※契約中の案件がある場合は 要相談			※ 要相談
9	会社分割 ※契約中の案件がある場合は 要相談	(1)	吸収分割 ※承継会社で湖西市の認定を継続させる場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 分割契約書の写し ウ) 分割会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 承継会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 分割会社の認定辞退届 ※承継会社が複数ある場合は、認定しない承継会社の辞退届
		(2)	吸収分割 ※分割会社で湖西市の認定を継続させる場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 分割契約書の写し ウ) 分割会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 承継会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 承継会社の認定辞退届
		(3)	吸収分割 ※分割会社と承継会社の両方で湖西市の認定を継続させる場合	(2者以上の継続認定は認めません。)
		(4)	新設分割 ※承継会社で湖西市の認定を継続させる場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 分割計画書の写し ウ) 分割会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 承継会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 分割会社の認定辞退届 ※承継会社が複数ある場合は、認定しない承継会社の辞退届
		(5)	新設分割 ※分割会社で湖西市の認定を継続させる場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 分割計画書の写し ウ) 分割会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 承継会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 承継会社の認定辞退届
		(6)	新設分割 ※分割会社と承継会社の両方で湖西市の認定を継続させる場合	(2者以上の継続認定は認めません。)
10	解散又は廃業 ※湖西市の認定は抹消となります		ア) 変更届 イ) 建設業許可の廃業届の写し	

<別表2>提出書類一覧表（建設業務関連業務）

1	申請事項の変更	(1)	商号又は名称 ※有限会社から株式会社への変更を含む。		ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 暴力団排除に関する誓約書 エ) 履歴事項全部証明書の写し
		(2)	代表者	① 法人	ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 印鑑証明書の写し エ) 暴力団排除に関する誓約書 オ) 履歴事項全部証明書の写し
				② 個人事業主	※ 要相談
		(3)	代表者の氏名 ※改名・改姓の場合	① 法人の代表者	ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 印鑑証明書の写し エ) 暴力団排除に関する誓約書 オ) 履歴事項全部証明書の写し
				② 個人事業主	ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 身分証明書の写し エ) 印鑑証明書の写し オ) 暴力団排除に関する誓約書
		(4)	契約事業所 ※営業所長等に権限を委任する場合 ※権限の委任を取りやめる場合 ※権限の委任先を変更する場合		ア) 変更届 イ) 湖西市資格審査申請書式（建設業関連業務）の認定希望業種調べ（様式4） ウ) 認定希望業種に関する証明書類（イに掲げる添付書類） エ) 委任状（営業所長等に権限を委任する場合） オ) 使用印鑑届 ※ 市内業者は、要相談
		(5)	委任先の代表者（営業所長等） ※権限を委任している場合		ア) 変更届 イ) 委任状
		(6)	所在地	① 本店	ア) 変更届 イ) 委任状（営業所長等に権限を委任している場合） ウ) 暴力団排除に関する誓約書 エ) 履歴事項全部証明書の写し ※ 湖西市内に移転する場合は、要相談
				② 契約事業所 ※既に権限を委任している契約事業所の所在地変更	ア) 変更届 ※ 必ず郵便番号を記載してください。 イ) 委任状
		(7)	本店又は契約事業所の TEL番号、FAX番号、メールアドレス		ア) 変更届
		(8)	認定業種	① 測量業務の追加	ア) 変更届 イ) 認定希望業種調べ（変更用） ウ) 測量法に基づく登録通知の写し又は登録証明書の写し エ) 次のA又はBに該当する書類の写し ※A・Bの書類は、本社や営業所に関係なく、契約事業所に測量士が設置されており、かつ測量法上の営業所として登録されていることを確認するためのものです。 A 測量業者変更登録申請書又は測量業者登録申請書の「添付書類（ト）（測量法第55条の3第6号） 誓約書」 B 次に掲げる書類 b1 測量登録申請書の第1面の写し b2 測量業者登録申請書の「添付書類（ホ）（測量法第55条の3第4号） 使用人数・営業所ごとの測量士・測量士補の数」の写し

						※b2の書類の内容に変更があった場合はb3、b4を併せて提出してください。 b3 財務に関する報告書の第1面の写し b4 財務に関する報告書の「添付書類(ホ) (測量法第55条の3第4号) 使用人数・営業所ごとの測量士・測量士補の数」の写し
				②	建築関係建設コンサルタント業務の追加	ア) 変更届 イ) 認定希望業種調べ(変更用) ウ) 契約事業所の一級建築士事務所の登録通知の写し 又は登録証明書の写し
				③	土木関係建設コンサルタント業務の追加	ア) 変更届 イ) 認定希望業種調べ(変更用) ウ) 次のいずれかの書類の写し ・建設コンサルタント登録通知 ・計量証明事業登録証
				④	地質調査業務の追加	ア) 変更届 イ) 認定希望業種調べ(変更用) ウ) 地質調査業者登録通知の写し エ) 地質調査業者現況報告書(イ)第1面の写し オ) 地質調査業者現況報告書(別紙)営業所一覧の写し ※オの書類は、エの書類内に契約事業所の記載がない場合に提出してください。 カ) 地質調査業者現況報告書(ホ)技術管理者・現場管理者一覧の写し
				⑤	補償関係コンサルタント業務の追加	ア) 変更届 イ) 認定希望業種調べ(変更用) ウ) 次のいずれかの書類の写し ・補償コンサルタント登録通知 ・不動産鑑定業者の登録証明書 ・司法書士登録証書 ・土地家屋調査士登録証
				⑥	一部削除	ア) 変更届
		(9)	使用印等	①	使用印	ア) 変更届 イ) 使用印鑑届 ウ) 委任状(営業所長等に権限を委任している場合)
				②	実印	ア) 変更届 イ) 使用印鑑届 ウ) 印鑑証明書の写し エ) 委任状(営業所長等に権限を委任している場合) オ) 暴力団排除に関する誓約書
		2	測量業等の登録 ※測量業者登録 ※建築士事務所登録 ※建設コンサルタント登録 ※計量証明事業登録 ※地質調査業者登録 ※補償コンサルタント登録 ※不動産鑑定業者登録 ※司法書士登録 ※土地家屋調査士登録	(1)	更新	ア) 登録通知等の写し ※変更届は不要です。 ※湖西市の認定業種を追加する場合は、1の(8)の①～⑤の書類を提出してください。
				(2)	追加・消除	ア) 追加(消除)登録通知等の写し ※変更届は不要です。 ※建設コンサルタント、補償コンサルタント等の登録部門を追加した場合や一部を消除した場合は、これに該当します。 ※湖西市の認定業種を追加する場合は、1の(8)の①～⑤の書類を提出してください。 ※消除により、湖西市の認定業種の要件を満たさなくなった場合は、1の(8)の⑥の書類を提出してください。
3	法人成り (個人事業主から株式会社等への変更等)				※ 要相談	
4	承継(個人営業者からの事業承継の場合)				※ 要相談	
5	合併 ※契約中の案件がある場合は要相談	(1)	吸収合併 ※消滅会社のみ湖西市の認定を有する場合		ア) 変更届 イ) 合併契約書の写し ウ) 消滅会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 存続会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 暴力団排除に関する誓約書	

				カ) 印鑑証明書の写し キ) 使用印鑑届 ク) 委任状（営業所長等に権限を委任する場合） ケ) 存続会社の湖西市資格審査申請書式（建設業関連業務）の認定希望業種調べ（様式4） コ) 認定希望業種に関する証明書類（ケに掲げる添付書類） サ) 存続会社の湖西市資格審査申請書式（建設業関連業務）の許可等業種調べ（様式5） ※サの書類は、土木関係コンサルタント又は補償関係コンサルタントを希望する場合に提出してください。
		(2)	吸収合併 ※存続会社のみ湖西市の認定を有する場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 合併契約書の写し ウ) 存続会社の履歴事項全部証明書の写し
		(3)	吸収合併 ※消滅会社・存続会社の両者が湖西市の認定を有する場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	【存続会社の提出書類】 ア) 変更届 イ) 合併契約書の写し ウ) 存続会社の履歴事項全部証明書の写し
				【消滅会社の提出書類】 ア) 変更届 イ) 消滅会社の履歴事項全部証明書の写し
		(4)	新設合併	※ 要相談
6	営業譲渡 ※契約中の案件がある場合は 要相談			※ 要相談
7	会社分割 ※契約中の案件がある場合は 要相談	(1)	吸収分割 ※承継会社で湖西市の認定を継続させる場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 分割契約書の写し ウ) 分割会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 承継会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 分割会社の認定辞退届 ※承継会社が複数ある場合は、認定しない承継会社の辞退届
		(2)	吸収分割 ※分割会社で湖西市の認定を継続させる場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 分割契約書の写し ウ) 分割会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 承継会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 承継会社の認定辞退届
		(3)	吸収分割 ※分割会社と承継会社の両方で湖西市の認定を継続させる場合	(2者以上の継続認定は認めません。)
		(4)	新設分割 ※承継会社で湖西市の認定を継続させる場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 分割計画書の写し ウ) 分割会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 承継会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 分割会社の認定辞退届 ※承継会社が複数ある場合は、認定しない承継会社の辞退届
		(5)	新設分割 ※分割会社で湖西市の認定を継続させる場合 ※商号、代表者、認定業種等を併せて変更する場合は1を参照	ア) 変更届 イ) 分割計画書の写し ウ) 分割会社の履歴事項全部証明書の写し エ) 承継会社の履歴事項全部証明書の写し オ) 承継会社の認定辞退届
		(6)	新設分割 ※分割会社と承継会社の両方で湖西市の認定を継続させる場合	(2者以上の継続認定は認めません。)
8	解散又は廃業 ※湖西市の認定は抹消となります			ア) 変更届

一般競争入札（指名参加）参加資格申請書変更届（建設工事）

平成 年 月 日

（宛先） 湖 西 市 長

〒 ー

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

㊞

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

2. 変更事項にかかる添付書類名

3. 備考

一般競争入札（指名参加）参加資格申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）

平成 年 月 日

（宛先） 湖 西 市 長

〒 ー

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

2. 変更事項にかかる添付書類名

3. 備考